

福山市立城西中学校 いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止に関する考え方

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある重大かつ深刻な人権問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒一人一人を多様な個性をもつかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校は、生徒一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめの定義（文部科学省）

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- (注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。
- (注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
- (注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- (注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。
- (注5) けんか等を除く。

第2章 いじめ防止のための組織

1 「いじめ防止委員会」の設置

いじめ防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ防止委員会」を置く。

「いじめ防止委員会」は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。

2 「いじめ防止委員会」の構成員

「いじめ防止委員会」の構成員は次のとおりとする。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラーの他、校長が必要と認める者。

3 「いじめ防止委員会」の開催日

「いじめ防止委員会」は毎月第一火曜日に開催する。なお、緊急に必要があるときはこの限りではない。

4 「いじめ防止委員会」の役割

「いじめ防止委員会」では、次のことを行う。

- (1) 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
- (2) いじめの相談・通報の窓口業務
- (3) 関係機関、専門機関との連携
- (4) いじめの疑いや生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- (5) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定

- (6) 重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるかの判定
- (7) 重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査
- (8) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

第3章 いじめの未然防止のための取組

- 1 主体的・対話的で深い学びの授業の創造
 - (1) 授業規律の確立・徹底
 - (2) 生徒指導の三機能を生かした授業の工夫
 - (3) 教室環境の整備
 - (4) 授業評価アンケート等を活用した授業改善の実施
- 2 自己有用感をはぐくむ取組の推進
 - (1) 自尊感情を高める学級活動、学年・学校行事の推進
 - (2) 対人関係能力を高める体験活動の充実
- 3 豊かな心をはぐくむ取組の推進
 - (1) 継続的・系統的な道德教育の推進
 - (2) 部活動等の体験活動や読書活動の充実
 - (3) 「時を守り 場を清め 礼を正す」指導を通じた規範意識の醸成
- 4 いじめについて理解を深める取組の推進
 - (1) 人権や情報モラルに関する講演会の開催
 - (2) 「いじめ防止」啓発活動、リーフレットの配布
 - (3) SOSの出し方、受け止め方に関する学習
- 5 保護者を対象とした取組の推進
 - (1) 学年や学級通信、ホームページによる広報活動の推進
 - (2) 学級懇談会やPTA会合における指導方針や情報の提供
- 6 教職員の資質能力の向上を図る取組の推進
 - (1) 言動と態度についての自己評価・相互評価への努力
 - (2) 校内研修会の実施
 - (3) 関係機関との情報交換

第4章 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは、遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間、インターネットなどを媒介として行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。このことから、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。

2 いじめの早期発見のための取組

- (1) 情報の集約と共有
 - ア いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ防止委員会」で情報を共有する。
 - イ 「いじめ防止委員会」で共有された情報については、各学年主任を通じて全教職員で共有する。
 - ウ 緊急の場合は、教員会議等で情報を共有する。
- (2) 全生徒を対象とした質問紙調査及び聞き取り調査の実施
 - ア 質問紙調査及び実施後の聞き取り
 - イ 個別（二者・三者）面談を通じての聞き取り
 - ウ 生活記録ノート「坂道」の有効活用（定期的な点検）

(3) 相談体制の整備と周知（気軽に相談できる環境づくり）

ア 教育相談週間の実施（6月・10月・2月）

イ 相談窓口の設置および生徒・保護者への周知徹底

ウ スクールカウンセラーや関係機関との情報共有

第5章 いじめに対する取組

1 基本的な考え方

いじめを発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携に努める。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめ行為の制止

いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。

(2) 「いじめ防止委員会」への報告

いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ防止委員会」へ報告し情報を共有する。

(3) 事実の確認と説明責任の遂行

「いじめ防止委員会」と連携し、当該学年が中心になって関係生徒から事情を聞くなど、いじめの有無を確認する。結果は加害・被害生徒及びそれぞれの保護者に連絡・説明する。

(4) 関係機関への報告・連携

いじめを確認した場合は、直ちに尾道市教育委員会に報告する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。

(5) 被害生徒とその保護者への支援

いじめられた生徒、その保護者の苦痛を少しでも取り除き、守ることを最優先に、解決に向けた丁寧な支援を行う。

(6) 加害生徒への指導

いじめた生徒への指導を行うとともに、保護者に対して、よりよい成長へ導けるよう学校の取組方針を伝え、協力を求める。

(7) 傍観生徒への指導

いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを推進する。

(8) 再発防止への取組

いじめが解消した後も、いじめられた生徒や保護者に対しては継続的な支援を行い、再発防止に万全を尽くす。

3 ネット上のいじめへの対応

ネットを通じて行われるいじめについては、把握が困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることから、別項を設けて対策を講じる。

(1) 情報モラル教育・啓発の取組

ア ネットいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。

イ 掲示板への書き込み等の危険性・犯罪性についての啓発活動や情報モラル教育を推進する。

(2) いじめ発生時の対応

ネット上の不適切な書き込み等については、内容を保存した上で、直ちに削除する措置をとる。

第6章 重大事案への対処

1 重大事態の定義

「いじめ防止対策推進法」において、「重大事態」は次のとおり定められている。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 重大事案への対処

(1) 重大事案の報告

重大事態が疑われる事案が発生した場合は、福山市教育委員会に速やかに報告する。

(2) 調査主体の確定

福山市教育委員会の指導の下、調査を実施する主体等を確定する。

(3) 事実確認調査の実施

学校が調査を行う場合は、「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定）に基づき、被害生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。

(4) 説明責任の遂行

学校で行う調査の状況については、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、当該調査に係る重大事態の事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供する。

(5) 調査結果の報告

調査結果を福山市教育委員会に報告する。

(6) 再発防止への取組

調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の発生の防止のために必要な取組を進める。

第7章 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の対象に加え、適性に事項の取組を評価する。

- いじめの早期発見に対する取組に関すること。
- いじめの再発を防止するための取組に関すること。

第8章 関係機関との連携

1 地域・家庭との連携の推進

(1) 保護者との連携

保護者との連携の下、取組を行う。

(2) 学外への情報発信

いじめの防止等に関する学校の基本方針や取組をホームページ等で積極的に発信する。

2 関係機関との連携の推進

警察、子ども家庭センター等の関係機関と適切な連携を図るよう努める。